

## 託送料金相当額について

大分瓦斯株式会社

当社の導管等の供給施設に関する費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含まれます。）が負担しており、お客さまにお支払いいただくガス料金に含まれております。

託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。なお、より詳しい内容につきましては当社ホームページに掲載しております「託送供給約款」をご確認ください。

### ◆ 2部料金の場合 <主に家庭用・小規模業務用のお客さま>

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

託送料金表（2部料金）

（税抜）

適用区分		定額基本料金 （円／月）	従量料金単価 （円／m <sup>3</sup> ）
料金表A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	345.00	104.90
料金表B	20 m <sup>3</sup> を超え 245 m <sup>3</sup> まで	495.00	97.40
料金表C	245 m <sup>3</sup> を超える場合	2,296.00	90.05

### 【計算例】 使用量 18 m<sup>3</sup>／月 の場合 <適用区分 料金表A>

$$\begin{array}{l} \text{(定額基本料金)} \quad \quad \quad \text{(従量料金単価)} \quad \quad \quad \text{(ご使用量)} \\ 345.00 \text{ 円} \quad + \quad 104.90 \text{ 円} \quad \times \quad 18 \text{ m}^3 \quad = \quad \underline{2,233 \text{ 円}}^* \text{(小数点以下切捨て)} \end{array}$$

※別途、消費税等相当額が加算されます。

◆ 3部料金の場合 <主に業務用・産業用のお客さま>

ガス小売事業者（当社を含みます。）が、契約時に下記の3つの料金種別の内1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量※<sup>1</sup>）」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」の合計額が託送料金相当額となります。

託送料金表（3部料金）

（税抜）

料金種別	定額基本料金 （円／月）	流量基本料金単価 （円／月・m <sup>3</sup> ）	従量料金単価 （円／m <sup>3</sup> ）	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額※ <sup>2</sup> （円／m <sup>3</sup> ）
料金表D	6,400.00	384.00	4.52	0.83
料金表E	20,700.00	384.00	2.83	
料金表F	149,000.00	384.00	1.21	

※1 契約最大払出ガス量（m<sup>3</sup>）は託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます。

※2 道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、ガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として1m<sup>3</sup>につき0.83円（税抜）が従量料金単価に加算されます。

【計算例】 料金表E 契約最大払出ガス量 50 m<sup>3</sup>、使用量 10,000 m<sup>3</sup>／月、低圧導管利用の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{(定額基本料金)} && \text{(流量基本料金)} && \text{(従量料金)} && \text{(低圧加算分)} \\
 & 20,700.00 \text{ 円} & + & 384.00 \text{ 円} \times 50 \text{ m}^3 & + & 2.83 \text{ 円} \times 10,000 \text{ m}^3 & + & 0.83 \times 10,000 \text{ m}^3 \\
 & = & \underline{76,500 \text{ 円}} & \text{※(小数点以下切捨て)}
 \end{aligned}$$

※別途、消費税等相当額が加算されます。